

施策 Ⅱ－４－３	母子保健の推進
-------------	---------

目 的

- 安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。

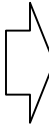
現 状 と 課 題

- 母子保健は生まれてくる子どもの生涯を通じた健康の出発点であり、次の世代を健やかに育てるための大切な基盤です。家庭と地域が一体となって親と子の健康と安全の確保に取り組んでいく必要があります。
- 本県の周産期死亡率や乳児死亡率及び幼児死亡率は減少傾向にあります。しかし、低出生体重児の出生割合は増加傾向にあり、食育の推進、喫煙対策及び働く妊婦支援等、妊婦をとりまく環境づくりが重要です。また、産後うつなど母親の心の健康支援も課題であり、関係機関が連携した妊産婦の支援策の充実が必要です。
- 妊娠・出産の安全確保のためには、産科・小児科医師の急激な減少及び偏在が問題となってきており、これらの医師の確保とともに、周産期医療機関の効果的な機能分担とネットワークの充実が必要です。
- 少子化、核家族化などにより家庭の子育て機能の低下が指摘される一方、子どもの生活環境も大きく変化しており、親の育児不安、児童虐待の増加、発達障害など特別な支援が必要な子どもの増加、遅寝・朝食欠食など生活習慣の乱れなどが問題となっています。
- また、心身のアンバランスが発生しやすい思春期にある子どもたちに、心の健康や性と生の教育の実施など思春期保健対策を進めていくことが必要です。

取 組 む の 方 向

- 県内どこに住んでいても安全で安心なお産ができるよう周産期医療ネットワークを充実します。
- 児童虐待防止対策のために、妊娠期及び産後早期の支援を関係機関の連携により充実します。
- 長期療養を必要とする子どもの在宅療養支援や発達障害児の早期支援など特に支援の必要な子どもや家庭への対応を推進します。
- 食育を推進し、小児期からの生活習慣病予防の環境づくりをすすめます。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
①周産期死亡率	4.0 人		3.6 人
②子育てに自信のないと回答した母親の割合（3 歳児の母親）	16.6%		16%

- ① 周産期死亡率とは、出産数 1 千あたり妊娠満 22 週以後の死産数と生後 1 週間未満の早期新生児死亡数の合計です。平成 18 年の全国 1 位の数値を目指します。
- ② 「乳幼児健診アンケート」において「子育てに自信がない」と回答した 3 歳児の母親の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ お産あんしんネットワーク事業 〔担当課〕 健康推進課	○ 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めるため、妊産婦や新生児に対し必要な高度専門的医療が迅速かつ効果的に提供できる周産期医療提供体制を構築します。
◇ 親と子の医療費助成事業 〔担当課〕 健康推進課	○ 未熟児や乳幼児、身体障害児、結核児童等が、早期に適切な医療を受けて健全に育つことができるよう、医療費等への助成を行い、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。
◇ 母と子の健康支援事業 〔担当課〕 健康推進課	○ 未熟児や長期療養児等ハイリスク児の在宅療養を推進するため、地域関係者等とのネットワークを強化します。また、母子保健関係者の資質の向上を目指します。
◇ 女性の健康支援事業 〔担当課〕 健康推進課	○ 女性の思春期における性や不妊に関する専門相談や健康教育を行うことにより、健康の自己管理や自己決定を支援する体制づくりを進めます。